

大阪市告示第184号

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、電子計算機に記録した公印の名称、ひな形の番号及び用途を別紙のとおり公示する。

令和8年2月6日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

（こども青少年局幼保施策部幼保企画課）